

認可

社団法人 日本外国特派員協会 定款

1

1

社団法人日本外国特派員協会定款

第一章 目的

第一条 本協会は、社団法人日本外国特派員協会と称し、英又は

The Foreign Correspondents Club of Japan とする。

第二条 本協会は、事務所を東京都千代田区に置く。

第三条 本協会は、日本に駐在する世界各国の外国特派員及び現職の日本人ジャーナリストで過去に一定の期間日本から海外に特派された経歴のある人たちの職業上、社交上の友好、親睦、相互福利を促進すると共に、報道及び情報交換の自由の確保を計り、もって日本と諸外国との友好関係と好意的理解を維持し増進することを目的とする。

第四条 前条の目的を達成するため、本協会は、次の事業を行う。

一 会員相互間の職業及び社交上の友好、親睦を促進すること。

二 会員に対し、ニュースの蒐集配信の便宜、日本及日本以

第五條

外のニュース源から配信されるニュースの平等な斡旋、また必要に応じて、電話、電報その他の遠距離通信、郵便、事務連絡、メッセージセンター施設、事務所、集会所等、報道職務上の諸便宜を提供すること。

三 取材のための基本的参考文献及び日本とアジアに関する文献を主体に、会員の必要とする文献書籍図書及び印刷物、出版物を備える図書室を維持すること。

四 会員を職務上援助するため、運営委員会、集会、講演会研究会、討論会並びに語学教室等の運営を含め、あらゆる方法を斡旋すること。

五 会員の関心事項についての出版を行うこと。

六 会員及びその紹介ある者のため、膳食、厚生、社交、生活、後方業務その他のあらゆる種類の便宜を提供する他、本協会の目的達成に必要な諸事業を行うこと。

本協会は、営利活動を目的としない。従って本協会の事

第六條

業に伴う純収入は個々の会員の所得とはならず、本協会自体の収入となる。

本協会は、協会自体の集会、事業、施設のみを規制し、本協会自体により、若しくは他の者の代理として、会員非会員をとわず、如何なる種類のニュースの入手及びその入手方法に対して規制、割当て、若しくは制限を行つてはならない。

2 協会は前項に規定する制限行為が行われていることを知ったときは、すみやかに直接利害ある者に通報する。

3 本協会の会員及び准会員の資格は本協会の外では何らの権利を有するものではない。

第二章 会 員

第七條 本協会には正会員、名誉会員、客員会員並びに、プロフェシヨナル准会員及び准会員を置く。

第八條 正会員とは、日本駐在の正当な現職の外国特派員及び現

第九條

職の日本人ジャーナリストで過去に日本から一定の期間海外に特派された経歴のある者、若しくは同様の職業的資格を有する者で理事会において認められた者である。

2 全正会員の少なくとも三分の二は日本駐在の現職の外国特派員とし、この中には外国報道機関により日本で特派員として雇用されている者も含むものとする。

プロフェシヨナル准会員とは、ジャーナリズム若しくはそれに関連する分野で活動していると理事会が認められた者である。

第十條

2 プロフェシヨナル准会員は、正会員のために留保されたものを除き本協会のすべての特典を保持する。

准会員とは、本協会の目的に直接貢献すると理事会が認められた者である。

2 准会員は、正会員及びプロフェシヨナル准会員のために留保されたものを除き本協会のすべての特典を保持する。

第十一条 名誉会員とは、本協会の貢献者、協賛者として理事会が

特に指名した者である。

第十二条

客員会員とは、本邦に短期間滞在する者で本協会会長により正会員若しくは准会員と基本的に同等の資格を有すると認められた者である。

2 客員会員は、限られた期間、正会員若しくはプロフェシヨナル准会員のために留保されたもの、又は理事会により特別に留保されたものを除き本協会のすべての特典を保持することができる。

第十三条 理事会の承認とは、少なくとも六名の理事の承認を意味する。

2 正会員が第八条に規定する条件を満たさなくなった場合には、その資格を喪失する。

3 前項の規定に該当することとなった者は、その旨をすみやかに理事会に届出なくてはならない。

4 第一項の規定により正会員の資格を失つた者で正会員以外の会員となることを希望する者は、理事会に対し、会員資格変更を申し出るものとする。

5 前項に規定する届出をすみやかに行わない正会員については、理事会はその変更を確め次第、自動的に其の会員を他の適切なカテゴリーに移転させることが出来るが、該当会員は理事会でその理由若しくは異議を申し立てる機会を与えられるものとする。但し其の会員が第八条に記載する必要条件に関し、重大かつ故意の欺瞞をなした場合は其の者は除名の原因となる。

6 プロフェシヨナル准会員及び准会員の資格変更については、前項の規定を準用する。

7 理事会は、第四項及び第五項の規定による届出があつたときは、これを審査し、決定しなければならぬ。

第十四条

正会員、プロフェシヨナル准会員及び准会員は総会若し

くは全正会員投票の決議により徴収されるすべての会費を支払わなくてはならない。

2 会員は自己の便宜を計るため、協会に対しサーヴィスを要求した場合には、そのサーヴィスに要した総ての費用を協会に対して支払わなければならない。

第十五条 本協会の会員は、その義務に違反し又は本協会の名誉を毀損するよりな行為をなしたときは、除名審議のため招集された総会において三分の二以上の賛成による議決により除名される。

第十六条 正会員は、総会に出席し議事の進行に参加し、総会の票決、全正会員選挙への投票及び役員に就任することが出来る。

2 正会員は、一名につき一票の表決権を有する。

第三章 総会と選挙

第十七条 本定款に基づく本協会の最高權威は、総会又は全正会員

